

極めようと立ち向かっている。こうした多くの対象者に対し、体罰効果が入り込む余地はほとんどない。むしろその尊い動機を根底から奪い、いたずらに抵抗のみ生み出すことになる。

なべて心ある指導者となり、指導対象者の人格・人権を尊び、友愛・親和的指導に徹して一定の業績を上げ、向後も、水面下では頻繁に起こり得るであろう体罰教育に勝る成果を示して、体罰教育の出る杭を打たねばならない。ただし、これは、昨今の甘え根性なきにしもあらずの対象者を相手にしては、安易に体罰を与えて一定の成果を上げるよりも一層困難で辛抱強さを要する、まさに言うは易く行うは難い難行であることは知っておくべきである。少し持ち上げすぎになるかもしれないが、女子サッカーなどしこジャパン、人間的にも素晴らしい資質を持った選手と監督の人格的格闘が生んだよき事例と思われる。以上の認識を持って、すべての教育・指導者が事に当たれば、体罰根絶の茨の道も少しずつ少しずつ切り開かれていくだろう。

（『教育時評』『琅』25（二〇三年））

八、大津市・中学生いじめ自死事件は人災

——事件を生かす「学校内有事における事件処理体制」の確立を——

大津市のいじめ被害者自死事件のニュースが連日、飛び交っている。何とも痛ましい。マスコミ・世間の批判に押され、この件に関して消極的だった警察がついには介入するに及んで、事態は急変。当初、責任回避的な態度だと批判され続けていた学校・教委、さらには行政側が次第に責任を認めるようになり、マスコミ・世間は溜飲を下げ、耳目は、加害者・学校の責任をも追及することに繋がる、自死生徒の遺族が市などに損害賠償を求めて起こした訴訟の行方に移りつつある。市側は和解の方向と報道されており、これはこれで大方の求める一つの解決である。がしかし、これはむなしくも、「いつか来た道」でもある。

思えば、こうした解決の過程は何ともむなし。これまで、似たような事件は過去にいくつも生じているが、都度当场当たりに事後処理が施されるばかりで、問題の本質的解決はいつこうに得られていない。私たちが一樣に望むことは、こうした事件から痛切に学んで学校・教師が本来の教育力を回復してくれることであるが、この最も大切な点が置き忘れられ、むしろ事件を契機に、世間から集中砲火を浴びた学校・教師がますます萎縮してかえってその教育力を奪われるという、悪循環に陥るのが常である。それは数年前の福岡県筑前町で起きた、いじめを苦にした中2男子生徒の自死事件を思い出してもすぐ分かる。多くは言うまい。此度こそは、学校・教師が教育力の再生を勝ち得る方策を得なければならない。これが、学校・教師に頼り得ずして尊い命を自ら絶つていった子どもたちに対する弔いであり、

また責務でもあろう。

そのための方策は、まずは「学校内有事における事件処理体制」を確立することである。平成9年、当時大きな教育社会的問題として浮上した教師による体罰事件の解決を訴えて、友人の松村茂治氏（当時、東京学芸大学教授）が朝日新聞の「論壇」に「体罰事件の処理に公正なシステムを」を投稿した。此度の事件も今、第三者からなる事件解明のための調査機関の設置が言い出されているやに聞くが、こうした意見を早くに世間に訴えた内容である。私はそれを一段進めて考察し、第三者を含めた調停組織を教育委員会内に設置することを提言、それを「教育機能を損ねない体罰事件処理を」と題して、同じく「論壇」に投稿した。要は、各種民事調停事件の随を取り入れ、これを置くことによって、「加害者」「被害者」の単なる対立構造に終わらず、最終的には被害者側の思いが充分に検討されるよう保証され、また論議・検討の過程で学校・教師側は否応なく被害者の主張やさまざまな社会的視点を考慮せざるを得なくなつて、教育のあり方そのものを自ら問い直すことになる。提言は、それを期待したものであった。

しかし、爾後、学校や教育委員会にそうした組織がつくられたという報告は一切無い。それから10年経って、上に挙げた福岡県筑前町の事件が起きた。私は「学校・教師はいじめ体質から脱け出よう——イジメ自殺事件に因んで——」を書いて、二つの新聞社に投稿したが、採用されなかった。ことが起きてからでは遅いというのに、教育界もジャーナリズムも、

全く関心なきが如くに思われた。そして、此度の事件である。

大津市の中学生自死事件に警察が介入。学校・教委が原因分析をするたびに事実隠蔽・言い訳だと、ますます世間から攻撃される。警察の介入にも道理がある。しかし、その後の学校・教師側の対応を見ると、嫌々ねじ伏せられ、真の内省を得ることからはとても遠く、学校・教育界がますますその教育力を失う「いつか来た道」を繰り返しているにすぎない感がある。元々、常に一方的にその非を問われ攻撃される学校・教委に此度のような事件の冷静な解明・解決を求めることは無理である。生徒を被害者とする学校内有事においては、問題の正しい理解や納得のいく解決の道は、民事調停を模した、(学校・教師を含む)加害者側と代理人などを含む被害者側、それに中立の第三者を加えた、関係者平等参加の事後処理検討システムが無ければ得られようはずもない。その様な場であればこそ、もし行き違って納得のいく和解が得られず、その後刑事・民事の司法手続へ移っても、それまでに検討した諸々の問題は、学校および保護者に対して大いなる内省をもたらし、後の両者の教育機能の向上にも繋がる。このようなシステム作りの契機になるべき重大な教育事故はたびたび生じてきたが、遺憾ながら統轄官庁の文科省がこのシステム作りに関した気配もまた、全くない。地震・津波による原発事故を人災というなら、此度の混乱は、これを怠ってきた関係者による容易ならざる人災であり、その罪は大きい。

文科省が駄目なら、各地教育委員会でもよい、どこでもよい。事件を生かす「学校内有事

における事件処理体制」が作られることは、教育社会学的な緊急課題である。

（『教育時評』『琅』25（二〇三年））

九、サイコパス（精神病質者）などと言うなかれ

——佐世保女子高校生悲哀事件にちなんで——

同級生を殺害した上に遺体を損壊するという、いわゆる佐世保同級生殺害事件が、今世間を騒がせている。しかし、私にとっていつその驚愕と心痛は、すでに精神医学専門用語としては死語となっているはずの用語（psychopath 精神病質）を用いて「加害少女はサイコパス（精神病質者）」だとするコメントが、マスコミ・ネット上に横溢している事である。因みに、ネット上を流し見れば、「サイコパス」は、それがいかにも存在するかの如く、読み物、映画・ドラマ、事件解説、疑似専門書などで、猟奇的な視点から様々に取り上げられていた。驚くべき事象である。

精神病質という精神医学概念は、かつて確かに存在していた。それはある種の深刻な人格異常を示す患者に対して、原因の不明確さと治療の困難さを顕著に暗示（あるいは明示）し得る便宜的な臨床的有用性を持つが故に、とりわけ非行・犯罪の累犯者や猟奇的行動の惹起